



トピックス	TOP	MPD
S・A	6~9	6~9
論文	2・3	2

職務質問①



警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者を停止させて質問することができる(警職法2条1項)。

職務質問

① 意義

警察官が、何らかの犯罪を犯し若しくは犯そうとしているとの疑いのある者(犯人的立場にある挙動不審者)、又はそれらについて知っているとの疑いのある者(第三者的立場にある者)を、停止させて質問することをいう。

② 対象者

(1) 犯人的立場にある挙動不審者

異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者をいう。職務を行う警察官の個人の主観的な考えや判断ではなく、客観的に見て、社会通念上、合理的と見られる判断をしなければならない。

(2) 第三者的立場にある者

既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者をいい、下記の2つに分けられる。

- ① 被害者や目撃者のような参考人的立場の者
- ② 犯人の共犯者の立場にあるなど、利害を同じくする者



何らかの犯罪とは、警察官から見てその犯罪の概要は分からなくとも、何らかの刑罰法令に触れる行為(犯罪構成要件に該当する行為)であると認められるものをいうよ。

③ 質問

相手に対し、警察官としての職責を遂行するため、疑念等の分からないことや知りたいことについて、問いただすことをいう。

(1) 質問事項

相手の異常な挙動等を理由に抱いた疑念の背後にある真相を把握するために知りたいことや分からないことが、質問の主な内容になる。

(2) 質問対象者の法的地位

職務質問を受けた相手には、その質問を受忍する義務があるが、質問に回答する法的義務はなく、質問に応じないことや虚偽答弁をしたことを理由とする制裁はない。

④ 停止

移動中の歩行者を立ち止まらせたり、自転車に乗車走行中の者に停止を求めたりするなど、質問できる状態にすることをいう。逃走を図り又は抵抗する対象者に対しては、具体的状況に応じ、説得の手段として、必要最小限度の有形力の行使が認められる場合がある(最決昭51.3.16)。



判例

停止させる手段・方法

適法とされた事例

- 逃げようとする相手の前に立ち塞がった事例(広島高判昭51.4.1)
- 逃げようとする相手の肩に手を掛けた事例(札幌高判昭27.12.15)
- 質問を続行するため、逃げた相手を追跡した事例(最判昭30.7.19)
- 路上に停車した車両を警察車両で取り囲んだ事例(東京高判平9.4.3)
- 車両の運転席の窓から手を差し入れてエンジンのスイッチを切り、運転を制止した事例(最決昭53.9.22)

違法とされた事例

- 「止まらなければ逮捕する」「逃げると撃つぞ」等と叫びながら追跡した事例(大阪地判昭43.9.20)
- 運転者を車外に引き降ろそうとした事例(東京簡判昭49.9.20)

所持品検査

① 意義

警察官が職務質問に際して相手方に所持品の提示や開示を求め、所持している物件について調べる職務行為をいう。所持品検査について、法律上明文の規定はないが、判例は、職務質問に付随して行うことができる場合があるとしている(最判昭53.6.20)。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 4 とリンク！

器物損壊罪

甲男は、日頃から厳しい指導を受けていた同じ職場の先輩A男に対する嫌がらせ目的で、事務机に置かれていたA男の電子辞書を誰にも気付かれないよう隙を見て事務所から持ち出した後、敷地内のゴミ集積所において、当該電子辞書を足で踏み付け、損壊させ使用不能な状態にして、そのまま放置した。



問 この場合における甲男の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで →